

16. マイナンバー

技能実習生は、来日後、日本国内に住所を定めてから14日以内に市区町村の窓口で「転入届」を提出しなければなりません。そして、市区町村でその届出が受け付けられると「住民票」が作成され、同時に12桁の「マイナンバー（個人番号）」が決まります。「マイナンバー」は、日本国内での社会保障や税、災害対策の3分野で利用されるもので、特に次の点に注意してください。

- ① マイナンバーは、1人1人みな異なる番号で、原則一生同じ番号を使うこととなります。番号を自由に変更することはできません。日本の法律で定められた場合を除き、自分のマイナンバーを他人に教えることは禁止されていますので、自分のマイナンバーを他人に悪用されないように注意してください。
- ② 住民票が作成されて2～3週間すると、「マイナンバーを通知するカード（通知カード）、紙製」が、あなたの住所に郵送されますので、いつまでも郵便が届かない場合は、市区町村の窓口にお問い合わせください。
- ③ 「通知カード」を紛失した場合は、すぐに警察（交番）と市区町村の窓口へ届け出てください。
- ④ マイナンバーが記載されたカードは、「通知カード（紙製）」のほか「マイナンバーカード（写真付きのICカード）」があり、マイナンバーカードは希望制で、申請をした場合、通知カードと引き替えに交付されますので、2つのカードを同時に持つことはできません。

16. 个人编号

来到日本后，技能实习生必须在于日本确定住所后的14天内向居住地市区镇村办公室提交“迁入通知”。市区镇村办公室收到通知时，会签发“居住卡”并提供12位“个人编号（个人识别号码）”。在日本，“个人编号”用在三个领域：社会保障、纳税和灾害对策。注意以下几点：

- ① 每个人的个人编号都不同。原则上讲，个人编号将在一个人的一生中一直使用，且无法随意更改。因为除非日本法律另有规定，禁止向他人披露个人编号。应防止他人滥用个人编号。
- ② 签发居住卡2到3周后，会向您的居住地址寄送“个人编号通知卡（通知卡）（纸质）”。如果您没有收到，请联系您所在居住地的市区镇村办公室。
- ③ 如果“通知卡”丢失，请立即通知附近的警察（派出所）和您所在居住地的市区镇村办公室。
- ④ 通知卡（纸质）和“个人编号卡（带照片的IC卡）”中均印有个人编号。需要进行申请才会签发个人编号卡。申请时，提供通知卡后才会签发。不能同时拥有这两张卡。